

## 第 20 回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務特記仕様書

### 1 業務名称

第 20 回アジア競技大会選手村整備事業準備支援基本調査業務

### 2 業務の目的

第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「大会」という。）においては、選手・チーム役員最大 1 万 5 千人に対して、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下、「発注者」という。）が安心・安全・快適に滞在できる選手村を整備することとしている。

このうち、名古屋市港区の名古屋競馬場跡地に整備するメイン選手村には最大 1 万人が滞在するほか、メイン選手村から離れた競技会場については、サブ選手村、ホテルや公共施設（研修所等）を利用するなどして、選手村を分散させる予定である。

メイン選手村は、現在、愛知県及び名古屋市（以下、「県・市」という。）が、名古屋競馬場跡地において大会後のまちづくりに寄与する具体的な後利用事業（以下、「後利用事業」という。）を実施するため、民間事業者を募集している。（以下、「後利用事業者募集」という。）

発注者は、メイン選手村の整備にあたり、後利用事業者募集により選定された事業者（以下、「後利用事業者」という。）が大会前に整備する施設（以下、「後利用施設」という。）を選手村として一時的に使用（以下、「一時使用」という。）するとともに、不足する選手村の施設については仮設施設<sup>\*1</sup>を整備する。

本業務は発注者の視点で支援することを目的に、仮設施設をはじめ各選手村整備における入札契約方式の検討、調達スケジュールの検討や後利用事業者提案などを踏まえた要求水準の検討を行うこととする。

### 3 業務対象地

- (1) 名古屋競馬場用地（別図参照）のうち、発注者が指定するエリア  
（名古屋市港区泰明町 1 丁目 1 番地 他）
- (2) その他（サブ選手村、ホテルや公共施設（研修所等））

### 4 業務内容

受注者は、本業務を実施するにあたり「第 20 回アジア競技大会選手村後利用基本構想」及び「第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）の内容を精読し、理解した上で業務を進めること。

また、技術的な中立性を保ちつつ、常に発注者の側に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務として本業務を実施するとともに、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。

項目	内容
(1) 選手村整備の特性の整理	各選手村施設（仮施設（宿泊、サービス）、後利用施設、外構、トランスポートモール、ホテルや公共施設の機能強化等を含む）の整備（設計、監理、工事、撤去・復旧スキーム及び各種マネジメント・モニタリング手法等）に関する特性を整理する。 特性に応じた要求水準の構成を検討する。
(2) 入札契約方式の特性の整理	各選手村施設の整備について想定される入札契約方式のメリット・デメリット及び工程等を比較する。 後利用事業者提案や施設計画に配慮し、要求水準の構成を踏まえた、事業者選定方法（選定委員会、評価項目等）について整理する。
(3) 参考事例の調査	各選手村施設の整備に関する入札・契約方式の参考事例（仮施設整備・撤去、既存施設改修・復旧等）を調査する。 東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び杭州 2022 年アジア競技大会の施設整備に関する資料（HP、各種整備に関するもの）を収集する。
(4) 仮施設等の調査	各選手村施設の仕様・品質、コスト、生産調達・生産能力、工事工程等を調査し、全体工程及び概算について検討する。
(5) 基本計画協定の支援	後利用事業者との基本計画協定の締結に向けた支援及び書類を作成する。
(6) 支援業務の検討	本業務以降の支援業務の内容、工程及び概算費用について検討する。
(7) 報告書の作成	整理・調査した内容及び検討に用いた基礎資料を報告書としてとりまとめ、検討過程や収集した資料等は、その他参考資料としてとりまとめる。

## 5 企画提案により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、企画提案により業務を受託した場合には、提案された体制や提案内容により当該業務を履行する。

## 6 業務実施計画・体制

### (1) 業務計画書の作成・提出

本業務の実施にあたり、業務工程や実施体制等を示す業務計画書を作成し、契約後速やかに提出すること。

### (2) 連絡体制

トラブル等が発生した場合は、速やかに発注者と連絡を取れる体制を整えること。また、受注者の責任において、適切に対応するものとする。

## 7 成果物の提出

成果物は以下のとおりとし、提示した納期までに納品先へ提出すること。電

子データについては、MS-Word 形式、MS-Excel 形式及び PDF 形式とする。図面データは、Illustrator 形式や CAD データとするなど、発注者と協議のうえ、整理すること。なお、電子データは、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で提出することとし、その作成方法については、愛知県が定める「愛知県電子納品運用ガイドライン」を準用することとする。

(1) 成果物

報告書	A 4 版（折り込んだ A 3 の図表等を含む、カラー）	4 部
電子データ	（CD-R 又は DVD-R）一式	4 セット

(2) 納期

令和 4 年 3 月 18 日（金）

ただし、4（6）「支援業務の検討」については、令和 3 年 7 月 30 日（金）までに中間報告をすること。

(3) 納品先

名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号（愛知県東大手庁舎 4 階）  
公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

(4) 成果物の説明

受注者は、発注者の指定する監督員に対し、成果物について説明を行うこと。なお、成果物引渡後、関係機関との打合せ等において本業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について再度説明すること。

## 8 打合せ等

打合せ及び記録については共通仕様書によることとし、必要に応じて管理技術者が立会する。打合せは「業務着手時」「中間打合せ」「成果品納入時」のほか、監督員又は管理技術者が必要と認めた時に行い、業務の進捗に関して、定期的に報告を行うものとする。

また、受注者は、発注者の求めに応じて 9（3）に示した関連事業者等との打合せに同席すること。

## 9 その他

(1) アジアパラ競技大会

これまでアジア競技大会と同一の都市で開催されてきたアジアパラ競技大会（アジア地域の障害者総合スポーツ大会）について、現在、県・市において、アジア競技大会後の開催に向けた検討を進めているところであり、アジア競技大会のメイン選手村をアジアパラ競技大会においても、引き続き使用する方向で検討を行っている。

今後、県・市において、アジアパラ競技大会選手村に係る検討を進めてい

く予定であることから、本業務における成果物の作成にあたっては、その検討内容と整合するよう、調整を図ること。

## (2) 貸与品等

発注者及び県・市が実施した業務に係る以下の資料は、本業務の実施にあたり必要となる際に発注者が貸与するものとする。

- ① 「第20回アジア競技大会選手村仮設検討調査業務<sup>※2</sup>」(平成31年3月)
- ② 「第20回アジア競技大会選手村仮設宿泊施設検討調査業務<sup>※3</sup>」(令和2年2月)
- ③ 「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に関する一時使用条件検討業務<sup>※4</sup>」(令和2年8月)
- ④ 「第20回アジア競技大会に関する選手村基礎調査業務<sup>※5</sup>」(平成31年2月)
- ⑤ 「アジアパラ競技大会アクセシビリティ対応案検討業務<sup>※6</sup>」(令和3年3月)
- ⑥ 「第20回アジア競技大会に関する輸送・警備基礎調査業務<sup>※7</sup>」(平成31年3月)
- ⑦ その他、発注者と協議し、必要と認めるもの

## (3) 関連事業等との協議・調整

本業務の実施にあたっては、関連する以下の事業と十分に協議・調整をしながら進めること。

- ① 第20回アジア競技大会選手村後利用事業  
契約候補事業者<sup>※8</sup>：未定（令和3年7月契約候補事業者の決定）
- ② 都市基盤整備（実施主体者：愛知県・名古屋市）  
第20回アジア競技大会選手村後利用基盤整備調査及び設計業務委託（その3）  
受注者：玉野総合コンサルタント株式会社
- ③ 競馬事業（実施主体者：愛知県競馬組合）
- ④ 第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務<sup>※9</sup>  
受注者：パシフィックコンサルタンツ株式会社 中部支社
- ⑤ 第20回アジア競技大会サブ選手村候補地検討調査業務<sup>※10</sup>  
受注者：株式会社青島設計
- ⑥ 第20回アジア競技大会選手村の仮施設整備に係る民間対話<sup>※11</sup>
- ⑦ 第20回アジア競技大会仮配宿計画作成に係る調査等業務<sup>※12</sup>  
受注者：未定
- ⑧ その他、業務期間中に契約締結され、必要と認めるもの

## (4) 受注者の制限

本業務の受注者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、発注者が執行す

る選手村施設整備に係る、設計や施工に関する事業者の選定に応募又は参画（代表法人、構成員、協力法人、その他事業に携わる者）することを禁止する予定である。また、上記の者と、資金関係又は人事関係において関連があると認められる者も同様とする。

(5) 仕様書に定めのない事項

当該特記仕様書に記載されていない事項は、「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」を準用する。

(6) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士とする。

【注釈一覧】

※ 1	仮施設	建築基準法第 85 条第 6 項の許可を受けた建築物
※ 2	第 20 回アジア競技大会選手村仮設検討調査業務	後利用事業者が建設する共同住宅を一時使用する場合の検討や工程計画を検討（平成 31 年 3 月）
※ 3	第 20 回アジア競技大会選手村仮設宿泊施設検討調査業務	仮に設定した仮設宿泊施設の基本設計相当の検討で、構造、配置計画、設備計画、基本設計図、コスト、工程等を検討（令和 2 年 2 月）
※ 4	第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集に関する一時使用条件検討業務	選手村機能の配置・動線計画・ゾーニングの基本的な考え方や、後利用施設の一時使用にあたっての工事施工区分の基本的な考え方などを検討（令和 2 年 8 月）
※ 5	第 20 回アジア競技大会に関する選手村基礎調査業務	メイン選手村（ジャカルタ大会他）の基礎調査、機能調査表、現地調査及びその結果の分析、選手村機能の面積などを検討（平成 31 年 2 月）
※ 6	アジアパラ競技大会アクセシビリティ対応案検討業務	アジアパラ競技大会の開催に向けた検討を行うため、競技会場及び選手村等のアクセシビリティに係る対応案を検討（令和 3 年 3 月）
※ 7	第 20 回アジア競技大会に関する輸送・警備基礎調査業務	第 18 回アジア競技大会（ジャカルタ大会）に関する輸送・警備分野の現地調査業務で、トランスポートモール <sup>※13</sup> に係る調査報告が含まれる。（平成 31 年 3 月）
※ 8	契約候補事業者	「第 20 回アジア競技大会選手村後利用事業者募集」において、各種協定や契約の締結にあたり、優先交渉権者として愛知県及び名古屋市が決定した者

※9	第20回アジア競技大会選手村施設計画作成等業務	契約候補事業者の提案を前提に、メイン選手村施設計画（案）（選手村機能 <sup>※14</sup> の仕様の整理、建物の計画（仕上表、配置計画・平面計画・立面計画・断面計画の作成、概算整備費の算出など））を作成する。（令和4年3月予定）
※10	第20回アジア競技大会サブ選手村候補地検討調査業務	サブ選手村について、測量、地盤調査、造成計画の検討を行い、基本計画（選手村機能の仕様の整理、建物の計画（仕上表、配置計画・平面計画・立面計画・断面計画の作成、概算整備費の算出など））を作成する。（令和4年3月予定）
※11	第20回アジア競技大会選手村の仮施設整備に係る民間対話	選手村における居住の用に供する仮施設については、2階建て又は3階建てで整備することを想定し、「仮設宿泊施設モデル図」を作成した。民間対話では、コスト縮減、工期短縮の制約の中で、質の高い選手村の実現に向けて、仮設宿泊施設モデル図を基に対話する。
※12	第20回アジア競技大会仮配宿計画作成に係る調査等業務	大会関係者に対して、宿泊施設を手配するため、仮配宿計画を作成することとしており、その仮配宿計画の作成に必要な宿泊施設の状況や、配宿を効率的に行う情報システムの状況を把握する。（令和4年3月予定）
※13	トランスポートモール	選手・チーム役員に係る選手村と空港、各競技会場等との輸送を行う拠点。車両乗降場及び車道・歩道等を含む
※14	選手村機能	選手村のトランスポートモール、メインダイニングホール、宿泊施設などのこと。詳しくは「第20回アジア競技大会選手村後利用事業者募集要項」別紙11の資料2を参照